

令和3年12月玉川村議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年12月7日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第67号 すがまプラザ交流センター設置条例の制定について
- 日程第 2 議案第68号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第69号 玉川村税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第70号 玉川村上水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第71号 玉川村地方公営企業法の適用に伴う条例その他規定に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第72号 玉川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第73号 令和3年度玉川村一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 8 議案第74号 令和3年度玉川村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 9 議案第75号 ため池浚渫工事請負契約の締結について
- 日程第10 請願の処理について(委員長報告)
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（11名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
10番	三瓶力君	11番	塩澤重男君
12番	須藤利夫君		

欠席議員（1名）

9番 西川良英君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井康夫 主 事 安藤一輝

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石森春男君	副 村 長	須釜泰一君
教 育 長	鈴木文雄君	総 務 課 長	須釜信一君
企画政策課長	小針武彦君	住民税務課長 兼会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	塩田 敦君
地域整備課長	須田潤一君	教 育 課 長	坂本 敬君
公 民 館 長	高林浅輝君	遊 水 地 対 策 室 長	溝井浩一君

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11人です。欠席通告議員は9番、西川良英君です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第1、議案第67号 すがまプラザ交流センター設置条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

企画政策課長、小針武彦君。

〔企画政策課長 小針武彦君登壇〕

○企画政策課長（小針武彦君） おはようございます。

それでは、議案第67号についてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○企画政策課長（小針武彦君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） 条例の中で会員登録、第5条ですが、どのような会員登録として考えているのか。

それともう一点が、16条以降、指定管理者による管理ということですが、既に未来ファクトリーが入っている。もう一つ、未来ファクトリーの職員が会社をつくってそこに入っているのですが、それについては費用を2月から徴収するということになる、今現在は無料ということになるのですが、もう一つ入っている会社、株式会社オオラについてはどのオフィススペースを使っているのか、教えてください。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 2番、林議員の質問にお答えいたします。

5条関係の会員登録につきましては、カード方式による入退室管理を考えております。

それから、次の質問の未来ファクトリーの使用料の件であります。現在、実証実験中ということで徴収しておりませんが、もし正式に使用申請があった場合、許可した時点の4月から徴収する予定となっております。

最後に、オオラの件であります。健康の学校として旧保健室のほうを今、実証実験で使用しております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 管理のことです。4条ですね。4条の2項、この文面は私、理解不能、意味不明であります。よって、この2項は削除を求めますがいかがでしょうか。

それと、読まなければいけませんか。では、読ませていただきます。

4条の2項ですね。前条第1号に掲げる玉川村須釜行政センターの設置及び管理運営については、玉川村行政センター設置条例（令和3年玉川村条例第14号）の定めによるというふうに書かれていますが、全く私はこれ理解不能で意味が理解できません。よって、この条項は削除すべきと思いますが、いかがでしょうか。

それと、交流センターの民間の維持管理運営費は幾らかかるのでしょうか。この中に、交流センターの中に行政センターも入っていますよね。それは別として幾らかかるのでしょうか。伺います。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 6番、小林議員の質問にお答えします。

まず1点目、条例の4条、管理についてであります。2項は削除したほうがよいのではないかとござりますが、玉川村行政センター設置条例につきましては、第1条が目的、第2条の名称、位置及び所管区域から成っております。管理に関するものはうたっ

ておりませんが、条例で示している管理とは施設の利用における管理運営のものであって、交流センターと行政センターの勤務体系などを区分するものでありますので、必要な条項と認識しております。

次に、交流センターの維持管理費についてのご質問でございますが、年間の維持経費であります。電気料、水道料、電話料等、いわゆる光熱水費であります。約340万円。その他、設備の点検委託料、こちらに230万円。合計で760万円ほど維持経費としてかかっております。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） ただいま必要な条項だと言われましたが、昨年の6月に行政センターの設置条例が可決されまして、これ14号になってはいますが、そこには管理についてのことは書かれていないんですよ。定めによりと書かれてはいますが、どこに書かれてはいますか。だって、これ4条の1項で十分じゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 小林議員の質問にお答えします。

6月の定例会で、須釜行政センターの設置条例は制定させていただきましたが、須釜行政センター設置条例につきましては、管理運営について定めていないのは、職員が勤務する施設でありまして、土曜日、また日曜日・祝日は勤務しないため、特に定めを規定しておりません。

すがま交流センターは土曜日も開いておりますので、利用できないとの誤解を招かないため規定したものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） それだったら、この意味不明、ややこしい文言でなくて、もう少し分かりやすい文言に変えたらいかがですか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） いろいろご意見はいただきましたが、すがまプラザ交流センター設置条例につきましては、現状のまま、原文のまま提案したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） 先ほどの指定管理者による管理ということで16条以降なのですが、既に会社が2つ入っているということで4月から徴収するということですが、前に聞いたときに、条例をつくらないと、申込みはいっぱいあるんだけども入居できないということを知ったのですが、10月に株式会社オオラは実証実験とはいえ、オフィスナンバー10のほうに入っていると思うんですね、旧保健室だと。

そうすると、未来ファクトリーの関連のところは認めるけれども、ほかは認めない。ましてや、ここに指定管理者が、未来ファクトリーが既にy o g d eのほうに入っているところで、そこは認めるんだけどもとなっているのですが、指定管理者による管理については、指定管理者がある程度やらないと無理だといった時点で、条例の改正を行っても問題にはならないのではと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 林議員の今のご質問でございますが、未来ファクトリーは指定管理者として入居しているわけではありませんので、一般企業としてサテライトオフィスに実証実験として入居しております。

R o o m10に入居しているオオラにつきましても、実証実験で入居しているものでありまして、こちらにつきましてもサテライトオフィスの入居募集要項を作成しまして、それに基づき改めて申込みをいただいて、審査して決定する運びとなっております。よろしくお願ひします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

8番、飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） 機能の中に第3条、この中には避難所といった文言が入っていないのですが、（5）のその他の村長が必要と認めるものという中に、避難所の指定たるものを入れられるかどうか、お伺いします。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 8番議員のご質問でございますが、機能の中に避難所の機能が入っていないというご質問だと思いますが、こちらにつきましては中学校閉校後、そういう定めをしておりません。今後、避難所として使用してまいりたいと思いますので、改めて避難所の設定、設置を行う考えでありますので、ご理解願ひたいと思います。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対の立場から討論をお願いします。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） この条例の制定には反対いたします。なぜかと申しますと、前もって、さきに質問したとおりですが、疑問点がかかなり多いし、今のように付け加えることが後からできるということと、y o g d eのほうの指定管理者である未来ファクトリーが先に入っている。実証実験とはいえ、これから申し込む方たちが改めて申し込むと、実証実験は先に入っているということになると、指定管理者については、未来ファクトリーというものはy o g d eのほうであるが、このすがま交流センターとは関係ないと思いますが、やはり指定管理者の条項を載せるのは早いのではないかと思うので、この条項、16条以降を削除していただければいいと思いますが、それ以外であれば反対いたします。

○議長（須藤利夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） これは、須釜地区においてぜひとも必要なセンターでありますので、これを機に須釜を一段と活性化できるものと思いますので、賛成といたします。

○議長（須藤利夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第67号 すがまプラザ交流センター設置条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（須藤利夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第2、議案第68号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民税務課長、車田ヨシ子君。

〔住民税務課長兼会計管理者 車田ヨシ子君登壇〕

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） それでは、議案第68号についてご説明を申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） 以上のとおりご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

4番、石井清勝君。

○4番（石井清勝君） この特定事業なんですけれども、玉川村には何社ぐらい、その関わる事業者があるか、教えていただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 住民税務課長、車田ヨシ子君。

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） ただいま4番議員のこの特定事業活動に係る事業所が何社ぐらい村内にありますかというご質問でございますが、県のほうでこの特定事業活動振興計画を作成したのが令和3年4月20日でございます。知事の指定を受けるということが条件となっておりまして、現在のところ、村内でその指定を受けている事業所等は特にございませぬ。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号 福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第3、議案第69号 玉川村税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民税務課長、車田ヨシ子君。

〔住民税務課長兼会計管理者 車田ヨシ子君登壇〕

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） それでは、議案第69号についてご説明を申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） 以上のとおりご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号 玉川村税特別措置条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第4、議案第70号 玉川村上水道事業及び農業集落排水事業の設

置等に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、須田潤一君。

〔地域整備課長 須田潤一君登壇〕

○地域整備課長（須田潤一君） それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） 6条、7条、8条のところに金額が入っているのですが、前の条例を見ると金額に前後しているものがあるのですが、これは何に基づいて金額が上がったりとか、例えば6条ですと700万円以上の不動産もしくはというのが、前は1,000万円。7条が、賠償額が50万円以上とあるが、前は10万円以上であったと。8条が、目的の価格が2,000万円以上のものが、前は1,000万円であった。今回、当該決定に係る金額が100万円以上のものとなっているのですが、前は30万円以上であったが、その金額の変更というのは何かに基づいて出したものであると思われるのですが、これはどういうことで変更があったのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、須田潤一君。

○地域整備課長（須田潤一君） ただいま2番、林議員のご質問でございますが、第6条につきましては、地方公営企業法の中で市町村における金額が決定されておまして、その金額に見直しをしております。

第7条、第8条におきましては、この条例制定につきまして、委託をして指導を受けながら制定作業を進めておまして、近隣市町村の金額等を参考に今回見直しをしております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号 玉川村上水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第5、議案第71号 玉川村地方公営企業法の適用に伴う条例その他規定に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、須田潤一君。

〔地域整備課長 須田潤一君登壇〕

○地域整備課長（須田潤一君） それでは、議案第71号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号 玉川村地方公営企業法の適用に伴う条例その他規定に関する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第6、議案第72号 玉川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

教育課長、坂本敬君。

〔教育課長 坂本 敬君登壇〕

○教育課長（坂本 敬君） それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○教育課長（坂本 敬君） 以上、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号 玉川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午前10時49分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 73 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第 7、議案第 73 号 令和 3 年度玉川村一般会計補正予算（第 4 号）
についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、須釜信一君。

〔総務課長 須釜信一君登壇〕

○総務課長（須釜信一君） それでは、議案第 73 号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須釜信一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

1 番、須藤安昭君。

○1 番（須藤安昭君） 15 ページなのですが、一番上、生産力向上緊急対策支援事業補助金
924 万円ということで計上されておりますが、この内容と対象農家を教えてほしいと思いま
す。よろしくお願ひします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいま 1 番、須藤議員のご質問にお
答えいたします。

15 ページの生産力向上緊急対策支援事業補助金でございます。こちらの内容につきまして
は、今般の米価下落に伴います緊急的支援ということで、今回創設させていただいたもので
ございます。

内容としましては、次期作への農家負担の軽減を図るということを目的としまして、種子
並びに苗を購入する農家につきまして、それらの代金の一部を助成するというものでござい
ます。

なお、今回、緊急的に補助をするということでございまして、その算出根拠につきまして
は、今年度の農家の購入実績等を参考とさせていただきまして、それらをベースに基準額の
5 分の 4 を補助するというような内容でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 12ページであります。中ほどの補助金の子育て世帯臨時特別給付金6,000万円組まれていますが、これには対象世帯の数と子供の数、分かればお聞きします。

それと、15ページになりますが、14の工事請負費ですね。説明の中で、緊急自然災害防止対策工事1,545万1,000円組まれていますが、ここはどこでどのような内容なのか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの小林議員のご質問についてお答えいたします。

子育て世帯の臨時特別給付金に係る対象世帯数と子供の数ということなのですが、現時点で把握しているのは子供の数で、なぜかという、児童1人当たりにつき5万円という支給なので、人数でしたらお答えできます。

概算なんですけれども、対象者数、年内支給分については830名、こちらは中学生以下の子供になります。高校生が約200名。あとは、これから生まれるであろう新生児、およそ10名ほど見込んでおります。こちらの人数となっております。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 6番、小林議員のご質問にお答えします。

15ページの農地建設費の中の緊急自然災害防止対策工事、こちらで計上させていただいた1,500何がしの内容でございます。

こちらにつきましては、川辺の二ノ鳥居地内並びに南須釜の大井沢地内、こちらの水路の改修に伴うものでございまして、今般、間もなく実施設計が上がってくるということで、工事費が確定したために今回計上させてもらったものでございます。

あとすみません、議長、追加で先ほど答弁漏れがございましたので、よろしいでしょうか。

○議長（須藤利夫君） はい、どうぞ。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 須藤議員のご質問の際に、対象農家について答弁漏れしてしまいました。申し訳ございませんでした。

補助対象農家につきましては、種子及び苗を購入した農家に対する補助ということで考えてございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

申し訳ございません。対象農家は先ほど申し上げましたとおり、繰り返しになりますが、種子並びに苗を購入した農家でございますが、農家戸数までは、現時点では申し訳ございません、把握しておりませんが、算出根拠としましては、対象水田の面積としまして350ヘクタールと見込んで、それらを算出根拠としております。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 先ほど私、対象世帯数を聞いたのですが、それは答弁されていませんよね。対象世帯数。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 対象世帯数については把握をしておりません。この臨時給付金は児童1人につき5万円ということになっておりますので、世帯数、1世帯の中に子供が2人とか3人とかいる世帯もございますので、人数は把握しているのですが、世帯数に関しては現時点では把握はしておりません。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） これはたしか、世帯主の年収が960万円以下の世帯というふうな決まりがありましたよね。それで分からないんですか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 960万円以下の世帯が何世帯あるかということに関してもちょっと把握はしていないんです、現時点では。あくまでも子供1人当たり5万円という給付になっておりますので、人数で把握しております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号 令和3年度玉川村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第8、議案第74号 令和3年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第74号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 10ページをお開きください。

保険給付費であります、説明のところに負担金、施設介護サービス給付費1,500万円と補正組まれていますが、これ昨年度と比べると合計2割ちょっと、20%以上アップされているんですね。これは施設の利用者が増えたことによるものと思いますが、利用者はどのくらいいるのでしょうか。

それと、健康福祉課のほうから年に4回くらいこういうふうな資料をよこされます。その中で、介護1人当たりの費用が玉川村は突出して高いんです。なぜでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの小林議員のご質問にお答えいたします。

施設介護サービス給付費が、昨年度と比較すると非常に伸びているというところで、入所者が当然増えておりますので給付費用も伸びております。令和2年度と今年度を比較しますと、入所の人数が9人ほど増加しております。出る入るはあるんですけれども、同時期と比

較すると9名ほど増えております。昨年度、施設入所されていた方は63名でした。今年度に関しては72名というふうになっております。

施設入所費というか給付にかかる費用は、1人当たり1か月大体40万円から50万円くらいの費用がかかります。1年にすると、個人差はありますけれども、480万円とか600万円のサービス費がかかりますので、9人増えたということで単純計算すると、年間すると4,300万円とか5,000万円以上のサービス給付費が増えるということになりますので、致し方ないのかなというふうに考えております。

玉川村民は、まだまだ待機者がおります。現在、入所を申し込まれている方が63名ということで、入所希望をしているんだけど、空かないので入れないというような方がこれだけいらっしゃるということで、施設サービス給付費につきましては、減るということは非常に考えにくいのかなというふうに考えております。

あともう一点、2点目なんですけれども、お手持ちの資料を私、先ほど初めて見たところですので、何で玉川村だけ費用が高くなっているのかという詳細な部分については、申し訳ないんですが、現時点ではお答えはできません。当然、認定者が増えていたりとか、あとはサービスを利用されている方が多かったりという要因は考えられると思いますけれども、なぜその額になっているかというような詳細の情報というか、資料を持ち合わせておりませんので、必要でしたらお調べしてお答えしたいと思います。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号 令和3年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第9、議案第75号 ため池浚渫工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） それでは、議案第75号についてご説明を申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） これは当初予算が1億5,739万2,000円組まれていますよね。そうしますと、今回の落札金額はその当初予算に対して56.7%であります。この当初予算の算出根拠の真意を疑うものであります。約半値ですからね。先ほど堆積土砂の量を申し上げられましたが、当初はこれたしか5万6,000立方で、村工事、公共工事発注予定一覧表を見ますと5万6,000というふうに書かれていましたが、こういうふうに数字が変わったと。この当初予算ですと、最終考査がちょっとやはり僕は、あまりにもいいかげんだとは言いませんが、ちよっところ乖離があるなと思います。この池の面積は何ぼあるんでしょうか。

それと、毎回聞いていますが、落札率または予定価格をお知らせください。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの6番、小林議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、池の面積でございますが、ため池台帳には池の面積というものは表記されてございませんが、貯水水量並びに堤体高から割戻し等をしますと、約1万4,800平米ぐらいになるのかなということで想定してございます。

あとはご質問のもう一点、予定価格で申し上げさせていただきます。予定価格でございますが、9,038万8,100円でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今そちらから問題を投げかけていただきましたが、貯水量、何ぼあるんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの貯水量でございますが、ため池台帳で管理している貯水量は10万立方メートルでございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） このアラ池というのは通称でしょうか。山森田のほうには、新しいと書く新池と、大池と呼んでいる荒れるほうの荒池と2つあるのですが、どちらなのでしょう。

それともう一つが、アラ池に堆積した土砂の浚渫工事ということなんですが、この土砂等の処理量は分かったんですが、これについてはどこに運ぶとか、その辺は分かっているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの2番、林議員のご質問にお答えいたします。

アラ池の名称でございますが、ため池台帳のほうで管理しているアラ池は、アラは片仮名となっております。アラ池、こちらが正式名称と捉えてございます。

なお、防災マップ等に記載されているものを拝見させていただいたところ、大池となっているものもございますが、大池とは通常呼ばないようございまして、アラ池と呼ぶのが正しい呼び方と認識してございます。

あとは、排土した土砂の搬出についてでございます。こちらにつきましては、前年度より川辺区の皆さんには大変お世話になりまして、お骨折りをかけまして、搬出先についていろいろと検討させていただきました。

今年度に入りましても、数か所提案いただきまして、いろいろ検討させていただきましたが、そちらに運ぶとなると、費用的な問題と金額的な問題が出てきて、なかなか容易でないという事実が判明いたしました。よって、今回の工事の発注につきましては、搬出先は指定せずに工事のほうは発注してございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） 排出先が分からないということですが、先ほどのだと3万4,500立米が出るということですが、その辺は会社任せということと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまのご質問でございますが、全て業者任せということではございません。その都度、会議並びに打合せを開きまして、その中で協議しながら進めていくというものでございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号 ため池浚渫工事請負契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願の処理について（委員長報告）

○議長（須藤利夫君） 日程第10、請願の処理に入ります。

かねてから付託されておりました請願第5号については、総務産業建設常任委員会において調査及び審査が終了しておりますので、これよりその処理についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長より報告を願います。

総務産業建設常任委員長、石井清勝君。

〔総務産業建設常任委員長 石井清勝君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（石井清勝君）

玉川村議会総務産業建設常任委員会報告書

令和3年12月3日玉川村議会総務産業建設常任委員会を下記のとおり開催した。

記

- 1、開催の日時 令和3年12月3日 午前11時50分
- 2、開催の場所 玉川村議会会議室（議員控室）
- 3、出席委員は次のとおりである。
1番 須藤安昭 2番 林 芳子 3番 小針竹千代
4番 石井清勝 5番 渡邊一雄
- 4、欠席委員は次のとおりである。
6番 西川良英
- 5、執行部より出席した者は次のとおりである。
産業振興課長 塩田 敦
- 6、職務のため出席した者は次のとおりである。
議会事務局長 溝井康夫

委員長は、午前11時50分に開会を宣し、本委員会に付託を受けた下記請願について審議を行い、慎重に調査及び審査をなし、次のように決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

○請願受理番号 第5号

請願名称 鬼淵堰改修工事負担金に関する請願書

請 願 者 玉川村大字蒜生字羽根石47番地の2

蒜生区長 真弓 保

紹介議員 三瓶 力

本件については、慎重に審議した結果、不採択とすべきと決定した。

委員長は、午後零時40分、審議が終了したので閉会を宣した。

以上のとおり、委員会の経過及び審査結果を報告いたします。

令和3年12月7日

玉川村議会総務産業建設常任委員会委員長 石井清勝

玉川村議会議長 須藤利夫 様

○議長（須藤利夫君） ただいまの報告のとおりです。

これから請願第5号 鬼淵堰改修工事負担金に関する請願書を採決します。

この請願については、常任委員長の報告のとおり不採択にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

10番、三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） 先ほど総務産業建設常任委員会で不採択ですね。であって、総務委員会のほうの結論を尊重するのは当然だと思います。十分理解しています。

ただ、不採択になったその理由について、まず1点ご説明をお願いします。

○議長（須藤利夫君） 総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（石井清勝君） 今の質問なんですけれども、1点は、この請願書が工事負担金ということでなっておりますので、議会としましては、負担金に対しては条例に入りまして、村長が定めるということになっているもので、議会としては不採択ということで決定いたしました。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 10番、三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） それでは条例外といいますが、これにはいろいろと事情があるんです。その事情についてちょっとお話しさせていただきます。

私が今回、紹介議員となりました。そういった中で見ますと、平成10年11月6日から令和3年12月までで約23年になります。これは、やはり県・村・地元との話合いがなされ、対応していればよかったのではないかというふうに考えます。

顧みれば、蒜生区より福島空港・あぶくま南道路、通称トライアングルハイウエーですよ。その設計等に関する確認書、これを見ますと、玉川村蒜生地区、平成10年11月6日に関して、請願書の紹介議員になってほしいということでありました。

そういった中で、私も平成10年11月6日から今日まで経過の内容について調査をいたしました。その経過を見ますと、請願書の中に十二分整理されていますが、再度申し上げますが、県の担当者が地権者と話合いの場において、お金のことであろうといったことが話で地権者に誤解を招き、地権者と亀裂したとのことです。県が困ってしまい、村のほうへ仲介を依頼して、地権者会のほうへ村・県の担当者が出向き、話合いの場を設けてほしいと申入れをされ、それでは地元の要望を聞いていただけるならばと話合いの場に臨むことになったようです。

既に皆さん、担当委員の方は紙上で見ておられるのですが、蒜生地区設計協議会の議事録

に、そのときに地元から、金波川の残り部分の改修を急いでほしいという要望事項があります。その中にその蒜生、鬼淵堰をやってくれるというのが、書面ではないんですが、口頭で確約されたということになっています。この請願書の中にも十分書いてありますが。

その後、数年が経過し進展がなく、平成16年6月の議会で、この鬼淵堰の補修について、再度早くやってほしいということで請願が出されました。このとき、紹介議員が添田四郎さんです。区長は、今後ろにおいでになっています西牧さんであります。この兩名に直接私が出向き、話を伺いました。これではやはり、このときには早くやってほしいと。そのときには、あくまでも財政は県・村で出すと、地元負担はなし。それから、それに関しての話合いが一切村のほうからはないということでもあります。

また、この請願書の中にも書いてありますが、以後数回にわたり、村主体による地区懇談会の中で、地域の改修に関して質問しても、手元に資料がないということで回答がなかったということでもあります。

私自身で当時の区役員の方々に直接出向き、聞き取り調査をしました。平成10年は区役員の真弓正光さんが区長でありました。副区長は真弓喜重さんです。残念なことにこの2人は既に亡くなっており、聞き取り調査はできませんでした。

ほかの区役員に、個々に家庭へ出向き確認した結果、村財政、県財政、地元負担金なし、それで話合いは一切ないということが、全員が全く同じ話でありました。それに伴って、平成11年の区役員の方々にも直接話を伺いました。そういった中で、これも同じく村財政、県財政、地元負担金なし。それで何の村からの話合いはないということでありました。同じく、平成12年の区役員の方々に出向き、確認しました。全く同じ内容であります。

そういった中、令和3年9月28日、鬼淵事業執行に当たり、蒜生公民館において、村からの説明会で地元負担金360万円が明示されたと。それで、地元区から県・村の財政で事業を行うことであったのではないかという質問に対して、担当者が変わっており分からないので、後日回答しますということであったようです。

設計協議書に関する確認書の中に、変更や協議事項が生じた場合にはその都度協議し、速やかに処理するとの定めがあります。早急に協議すべきであったと思います。既に23年間も経過しており、その当時の方々の記憶も薄れているでしょう。現在では担当者も変わり、その当時のことが分からなくなっていると思います。

今回の鬼淵堰改修事業の進展がなければ、蒜生地区と玉川村の今後の信頼関係が心配であります。石川地方生活環境施設組合でお分かりのように、地元の要望等をよく聞いて、地元

へ支援しながら、ご理解、ご協力をいただいていますように、既に福島空港・あぶくま高原道路が完成して、地域発展に貢献されています。今回は地元負担なしで、村で鬼淵堰事業を完成すべきと思いますが、村の考え方を尋ねます。

○議長（須藤利夫君） ただいま異議ありの発言がありましたので、ここで採決したいと思います。

報告のとおり、不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（須藤利夫君） 起立多数。

よって、報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会運営委員会委員長から、玉川村議会運営委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会総務産業建設常任委員会委員長から、玉川村議会総務産業建設常任委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第13、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会文教厚生常任委員会委員長から、玉川村議会文教厚生常任委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会広報編集特別委員会委員長から、玉川村議会広報編集特別委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎村長挨拶

○議長（須藤利夫君） 以上をもって、本定例会の全日程、全議案の審議が終了いたしました。

村長より一言、ご挨拶をお願いいたします。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 令和3年12月定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

去る12月3日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には慎重審議を賜り、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、多数の案件につきまして、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日閉会の運びに至りましたことは、村政進展のため誠にご同慶に堪えないところであります。

皆さんからいただきました一般質問やご要望につきまして、十分これを尊重し、検討いたしまして、村政運営に遺憾なきを期してまいり所存でございます。

さて、第207臨時国会が、昨日12月6日から21日までの16日間で開催され、岸田総理大臣の所信表明演説があり、新型コロナウイルスの新たな変異株オミクロン株への対応や、新しい資本主義への具体化を進めると力説しております。

一方、福島県議会も本日12月7日に開会され、内堀福島県知事はコロナワクチン接種対策をはじめ、経済対策や人口減少の取組など、懸案事項の取組対策について述べられる予定となっております。

村も現在、令和4年度予算編成作業中であり、第6次玉川村振興計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた事業の展開等に、使命感を持って積極的に取り組むこととしております。

地方創生や人口減少対策、遊水地対策、移住定住対策、子ども・子育て支援対策、集落排水整備事業と上水道施設整備事業、そして保健、福祉、生活環境整備などの課題に対処するため、国や県の補助金をはじめ、地方創生交付金等の活用を積極的に図りながら、進取果敢に選ばれるまち玉川の創生に向けて取り組んでまいります。

さて、2021年も残すところあと僅かとなりましたが、これから厳寒期に向かいます折から、

議員各位におかれましてはご自愛くださいまして、本村発展と村民福祉向上のため、ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

来る2022年を迎えるに当たり、皆様方のますますのご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げますとともに、今後とも特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではありますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（須藤利夫君） 議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をくださいまして、誠にご苦労さまでした。

また、説明のためにご出席をくださいました執行当局の皆様におかれましても、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和3年12月定例会を閉会いたします。

（午後 零時00分）